

関島社会保険労務士事務所便り

2025 年
5・6月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12
電話：03-3609-7668
HP: <http://www.srseki.info>



4月分(6月支払分)からの年金額 1.9%引上げ

令和6年度の消費者物価指数は2.7%、賃金上昇率は2.4%でしたが、年金に関しては法律の規定による調整（マクロ経済ス

ライド）により令和6年度から1.9%の引き上げにとどまりました。

令和7年度標準的年金額

	令和7年度 (月額)	令和6年度 (月額)
国民年金（老齢基礎年金満額）	69,308円	68,000円
厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金含む標準的年金額）	232,784円	228,372円

昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

在職老齢年金支給停止調整額51万円に

老齢厚生年金を受給されている方が厚生年金保険の被保険者であるときに、受給されている老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額に応じて年金額が支給停止となる場合があります。

なお、平成19（2007）年4月以降に70歳に達した方が、70歳以降も厚生年金適用事業所に勤務されている場合は、厚生年金保険の被保険者ではありませんが、在職による支給停止が行われます。

在職老齢年金による調整後の年金支給月額の計算式

- 年金月額と総報酬月額相当額との合計が51万円以下の場合 **全額支給**
- 年金月額と総報酬月額相当額との合計が51万円を超える場合

$$\text{年金月額} - (\text{年金月額} + \text{総報酬月額相当額} - 51 \text{万円}) \div 2$$

（注）総報酬月額相当額＝（その年の標準報酬月額12月分＋年間賞与額）÷12

マイナンバーカードとマイナ保険証 いずれにも有効期限あり

◆マイナ保険証の有効期限 5年

運転免許証のマイナ免許証の交付開始時に、現行システム上の注意点としてマイナンバーカードと運転免許証の更新の順番によっては免許情報の再度の紐付けをしないと免許不携帯になるおそれがあるとの注意喚起がされましたが、マイナ保険証でも有効期限に注意が必要です。

マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上が発行の日から10回目の誕生日まで、18歳未満は5回目の誕生日までですが、マイナ保険証利用時等に利用する電子証明書（数字4桁）の有効期限は、全年齢で5回目の誕生日までとされています。

◆どんな手続きが必要？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、有効期限が近づくと有効期限通知書が送付されてきます。

つまり、マイナンバーカードは有効期限内であってもマイナ保険証は期限切れ、と

いうことが起こり得るのです。

◆有効期限が切れてしまったら？

マイナンバーカードおよび電子証明書は有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書が送付されますので、居住地の市区町村窓口で手続きをすれば更新できます。

期限内に手続きができなかった場合、期限切れから3カ月間は引き続きマイナ保険証で受診できます（保険資格情報の提供のみ）。3カ月を過ぎるとマイナ保険証では受診できなくなり、再発行の手続きをしなければならなかった場合、3カ月以内に資格確認書が交付されることになっています。

通知書に交付申請用QRコードがある場合は、スマートフォンで申請の上、市区町村窓口で新しいマイナンバーカードと交換できます。QRコードがない場合は、有効期限通知書に記載された必要書類を持って市区町村窓口で手続きをします。

75歳以上全員に「資格確認証」を送付

厚生労働省は4月3日、マイナ保険証を持っているかどうかにかかわらず、75歳以上の高齢者らに、従来の健康保険証と同じように利用できる資格確認書を自動的に配る方針を示し、了承されました。

後期高齢者医療制度では毎年7月末に保険証の期限を迎えますが、自治体の窓口で資格確認書の交付申請が殺到するおそれがあるため、75歳以上のすべての人に資格確認書を交付することになりました。

大学初任給 25 万円台に 賃金 2024 年 3.7%増

厚生労働省が「令和 6 年賃金構造基本統計調査概況」を公表

厚生労働省は 3 月 17 日、「令和 6 年賃金構造基本統計調査概況」を公表しました。一般労働者の賃金増加率は 3.7%となり、1992 年以降 32 年ぶりの増加率に

なりました。大学卒初任給（男性）は、25 万円台となり、初任給の上昇傾向が続く一方、小企業は、1.8%増と賃金格差が拡大していることが指摘されています。

第 3 表 一般労働者の学歴、年齢階級別賃金及び対前年増減率

全国平均	学歴計			高校			大学		
	令和 6 年 (千円)	令和 5 年 (千円)	対前年 増減率 (%)	令和 6 年 (千円)	令和 5 年 (千円)	対前年 増減率 (%)	令和 6 年 (千円)	令和 5 年 (千円)	対前年 増減率 (%)
年齢計	330.2	318.3	3.7	288.9	281.9	2.5	385.3	369.4	4.3
～ 19 歳	199.3	190.0	4.9	199.8	191.5	4.3	-	-	-
20～24	232.4	224.6	3.5	217.3	216.2	0.5	250.8	239.7	4.6
25～29	267.1	258.3	3.4	243.0	240.7	1.0	283.9	272.6	4.1
30～34	299.4	286.0	4.7	265.4	258.5	2.7	325.1	309.0	5.2
35～39	328.6	314.8	4.4	282.9	276.8	2.2	373.0	354.1	5.3
40～44	351.3	338.8	3.7	301.1	293.4	2.6	405.9	394.7	2.8
45～49	372.5	355.7	4.7	316.7	310.4	2.0	458.9	430.9	6.5
50～54	380.0	371.1	2.4	327.6	319.7	2.5	490.6	473.5	3.6
55～59	391.0	376.4	3.9	331.3	322.5	2.7	523.8	499.1	4.9
60～64	317.7	305.9	3.9	273.3	266.1	2.7	404.9	383.3	5.6
65～69	275.5	269.8	2.1	242.4	236.0	2.7	349.5	368.6	-5.2
70～	254.1	254.4	-0.1	226.9	225.5	0.6	369.0	370.3	-0.4

注：学歴計には「中学」、「専門学校」、「高専・短大」、「大学院」及び「不明」を含む。

令和 6 年賃金構造基本統計調査														
第 1 表	年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額													
東京都	100～999人							10～99人						
	年齢	勤続 年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	年齢	勤続 年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額
男	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円
	45.1	12.7	158	10	463.2	435.0	1299.3	45.2	11.8	163	10	431.9	402.8	898.3
～ 1 9 歳	18.7	0.6	159	9	217.8	201.8	35.8	18.9	0.6	174	16	266.3	239.4	20.5
2 0 ～ 2 4 歳	23.4	1.5	157	9	265.6	246.7	306.6	23.5	1.6	165	8	273.0	255.9	259.4
2 5 ～ 2 9 歳	27.5	3.8	158	14	335.1	300.5	799.0	27.6	3.6	164	12	328.8	292.7	589.4
3 0 ～ 3 4 歳	32.4	5.8	159	13	378.8	343.0	952.9	32.6	5.9	164	10	371.5	343.5	707.7
3 5 ～ 3 9 歳	37.7	9.1	158	11	435.6	404.8	1292.8	37.5	8.7	164	11	425.5	390.5	948.7
4 0 ～ 4 4 歳	42.5	12.0	158	11	486.9	455.6	1552.2	42.5	10.9	162	9	456.0	429.3	1146.0
4 5 ～ 4 9 歳	47.6	15.6	158	8	549.5	523.7	1670.5	47.5	13.2	162	11	505.1	470.9	1189.9
5 0 ～ 5 4 歳	52.4	18.4	158	7	564.8	541.6	1783.5	52.3	17.5	163	9	491.4	464.0	1120.9
5 5 ～ 5 9 歳	57.4	20.6	156	9	585.9	559.9	1856.0	57.4	18.4	163	10	508.6	475.2	1065.8
6 0 ～ 6 4 歳	62.4	18.8	159	9	429.8	404.5	987.5	62.4	17.1	161	6	450.0	429.8	740.8
6 5 ～ 6 9 歳	67.3	16.1	159	7	383.2	362.9	3454.1	67.3	17.5	160	4	365.6	353.2	541.1
7 0 歳 ～	74.1	13.6	163	20	311.2	268.7	136.1	74.4	15.4	157	4	300.4	274.8	228.1

●個人事業主の労災・発注者に報告義務

職場の安全対策に個人事業者（フリーランス等）も取り込む改正安衛法が5月8日、衆院本会議で可決・成立した。個人事業者の労災事故に関する報告制度が設けられ、発注者には労基署への報告を義務付ける。危険な業務を行う個人事業者には安全衛生教育を受けることを義務付ける。また、ストレスチェック実施の義務対象を全事業所に拡大し、高齢者の労災対策実施を企業の努力義務とする。（5/9）

●「教員残業減・中学35人学級」明記へ

国会で審議中の教員給与特措法改正案が、修正される見通しとなった。平均残業時間の月30時間までの削減や、公立中学での「35人学級」実現に向けた措置をとることなどが明記される。改正案は、残業代の代わりに基本給の4%を上乗せ支給する「教職調整額」を段階的に10%に引き上げることが柱となっているが、野党は、残業時間削減に向けた業務の見直しも必要として具体策を求めている。（5/8）

●健保組合の保険料率 過去最高

健康保険組合連合会は23日、2025年度の平均保険料率が9.34%で過去最高になるとの予算推計を公表した。経常収支は3,782億円の赤字で、全国の1,372組合のうち76%に当たる1,043組合が赤字となる見込み。保険料収入は前年度より4.3%増の9兆2,685億円となったが、後期高齢者医療に充てる拠出金の増加により、経常支出が同1.1%増の9兆7,717億円と、収入を上回った。（4/24）

●ハローワーク 求職求人情報にAI活用へ

厚生労働省は、ハローワークの職員が求職者と求人のマッチングに人工知能（AI）を活用

する実証実験を、9月にも始めると発表した。全国10カ所のハローワークで実施する。求人を出している企業にはAIが求職者への条件緩和策などを職員が適切だと判断したものを紹介することで業務効率向上につなげる。（4/23）

●企業の熱中症対策 罰則付きで6月から施行へ

厚生労働省は4月15日、企業に熱中症対策の強化を求める労働安全衛生法の省令改正を公布した。暑さ指数28以上または気温31度以上の環境下（屋外含む）で、連続1時間以上または1日4時間を超える作業が見込まれる場合、熱中症のおそれがある労働者を早期発見し連絡できる体制をつくることを企業に義務付ける。また、重症化を防ぐために応急措置や医療機関への搬送などの手順を事前に作成・周知することも求める。対応を怠った場合、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科される。施行は6月1日。（4/16）

●アマゾン配達中のけが、労災認定

アマゾンの配達を担うフリーランスの男性運転手が配達中の24年3月に負ったけがについて、宮崎労基署から2月28日付で労災認定されたことを、男性の代理人弁護士らが明らかにした。男性はアマゾンの荷物を配送する運送会社と業務委託契約を結んでいたが、アマゾンのスマホアプリを通じて配達先や労働時間の管理をされていたため、「労働者」として判断、労災認定を受けたとみている。アマゾン配達員の労災認定は全国で2例目。（3/21）

